

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 計画段階配慮事項の選定及びその選定理由

計画段階配慮事項は、愛知県環境影響評価条例に規定する「環境影響評価指針」（平成 11 年 5 月 28 日 愛知県告示第 445 号、最終改正令和 2 年 11 月 27 日）（以下、「指針」という。）の別表第 1 の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮書対象事業（以下、「対象事業」という。）に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討した。

なお、工事の実施に関する環境影響については、地形改変の範囲は必要最小限とすることと、特殊な工法を用いた建設工事を行わない計画であること、環境保全措置を講ずることによって環境影響を低減することができることなどから、重大な環境影響を及ぼすおそれはないものと考えられるため、計画段階配慮事項としては選定しない。

影響要因と環境要素の関連及び選定した計画段階配慮事項は表 4.1.1 に、計画段階配慮事項の選定理由は表 4.1.2 に示すとおりである。

表 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出（雨水）	廃棄物等の搬入及び搬出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物								
		窒素酸化物					○			
		浮遊粒子状物質					○			
		粉じん等								
		有害物質等					○			
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音								
		施設からの騒音								
		道路交通騒音								
	振 動	建設作業等振動								
		施設からの振動								
		道路交通振動								
	悪 臭	特定悪臭物質、臭気指数								
	水 質	水素イオン濃度								
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								
		水の濁り(浮遊物質等)								
		富栄養化								
		有害物質等								
	地形及び地質	重要な地形及び地質								
	地盤・土壌	土壌環境								
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況								
		地下水質								
	日照障害									
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動 物	重要な種及び注目すべき生息地							
植 物		重要な種及び群落								
生態系		地域を特徴付ける生態系								
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物								
		残土その他の副産物								
	温室効果ガス等	温室効果ガス等								

注1) 表中の網掛けは、指針に定める点的開発の参考項目であることを示す。

注2) 表中の「○」は選定した項目を示す。

表 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

項目			選定理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出	計画施設の稼働に伴い発生する排ガス中に含まれる窒素酸化物等により、周辺地域において重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。 なお、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができ、現況の濃度の状況を鑑みて重大な影響の可能性のある窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等（ダイオキシン類）とする。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の使用	計画施設の存在に伴い主要な眺望点等における景観が変化し重大な影響を及ぼすおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定する。

4.2 調査、予測及び評価の手法の選定

調査、予測及び評価の手法は、指針及び「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成25年3月環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）を参考とし、選定事項ごとに選定事項の特性及び対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討できる手法を選定した。

本事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、表4.2.1に示すとおりである。

表 4.2.1(1) 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び有害物質等の濃度の状況 (2) 気象の状況 地上気象（風向・風速）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び有害物質等の濃度の状況 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理による。 (2) 気象の状況 (1)と同じ
		調査地域	対象事業実施想定区域より概ね 3km ^{注)} の範囲とする。
		予測の基本的な手法	プルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。
		予測地域	調査地域と同じ。
		評価の手法	本事業の実施による、重大な環境影響の程度を整理・検討する。

注) 計画施設からの煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した。（「第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」（3-1頁）参照。）

表 4.2.1(2) 調査、予測及び評価の手法（景観）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	既存資料の調査・整理及び現地踏査による。
		調査地域	対象事業実施想定区域より概ね 3km の範囲とする。
		予測の基本的な手法	景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理する。 また、フォトモンタージュを作成し視覚的に表現するとともに、仰角を算出し、定量的に予測する。
		予測地域	対象事業実施想定区域周辺とする。
		評価の手法	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響の程度を整理・検討する。